

球磨川橋梁復旧技術検討会

規 約

(名 称)

第1条 本会議は、「球磨川橋梁復旧技術検討会」(以下、「技術検討会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 技術検討会は、令和2年7月豪雨により流失した球磨川に架かる橋梁の早期本復旧に向け、架橋位置・橋梁形式における技術的な課題等について、専門的な学識経験等に基づき確認、検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 技術検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号について検討を行う。

- 一 橋梁毎の復旧コンセプトの確認
- 二 各橋梁における本復旧の架橋位置・橋梁形式に関する技術的対応方針
- 三 各橋梁における被災原因と被災メカニズムの推定
- 四 本復旧に向けた橋梁計画等に伴う道路構造に関する技術的助言
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(技術検討会の組織構成)

第4条 技術検討会は専門的な知識を有する学識者等で構成する。

- 2 技術検討会には委員長を置く。
- 3 委員長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、技術検討会の会務を処理し、技術検討会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときには、構成員を指名し、構造検討分科会、景観分科会を開催することができる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者に対し、技術検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(技術検討会の開催)

第5条 技術検討会は、委員長が招集する。

- 2 技術検討会は、半数以上の出席をもって行うものとする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、九州地方整備局八代復興事務所工務第三課、熊本県土木部道路都市局道路整備課に置く。

なお、技術検討会の庶務は、九州地方整備局八代復興事務所工務第三課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、技術検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が技術検討会に諮って定める。

球磨川橋梁復旧技術検討会 構成員

役職名	氏名	備考
熊本高等専門学校建築社会デザイン工学科教授	岩坪 要	
九州工業大学名誉教授	幸左 賢二	
九州大学工学部工学院社会基盤部門教授	園田 佳巨	
国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター 熊本地震復旧対策研究室長	西田 秀明	
熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター准教授	星野 裕司	
熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授	松村 政秀	

(敬称略 五十音順)